

呉市公式オリジナルソング「君くれハート」の音源使用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、呉市公式オリジナルソング「君くれハート」の音源（以下「本音源」という。）を営利（商用）・非営利、個人・法人等で使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(本音源に関する一切の権限)

第2条 本音源の著作権（著作隣接権）の一切の権利は呉市に属する。

(使用の基準)

第3条 本音源を編集などの改変を行うことなく使用しようとする者は、営利（商用）利用の場合を除き、個人・法人を問わず呉市に申請することなく使用することができる。また、次の各号に該当する場合には、営利（商用）利用であっても呉市に申請することなく使用することができる。

(1) 店舗、結婚式及びその他のイベントにおける背景音楽として使用するとき

(2) 映像、ラジオその他の生放送コンテンツで使用するとき

(3) マイクロソフトパワーポイントなどを使用したプレゼンテーション動画、資料などに使用するとき

2 営利（商用）利用において、前項の各号に該当しないものについては、呉市へ協議すること

3 本音源の編集などの改変を行う必要がある場合には、呉市へ協議すること

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用の中止)

第5条 本音源を使用する者は、次の各号に掲げる事項に該当した場合には、本音源の使用を中止しなければならない。

(1) 呉市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき

(2) 呉市の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれがあるとき

(3) 本音源を二次配布（公開）すること

(4) 作曲者の名誉や信用を毀損し、または毀損するおそれがあると判断される用途で使用すること

(5) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき

(6) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(7) その他、本音源のイメージを損なう展開又は、応用使用を行った場合。

(責任の制限)

第6条 前条の規定により、本音源の使用を中止した場合、使用の中止を受けた者に損害が生じても、呉市はその責めを負わない。

2 本音源を使用した者が、本音源の使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、呉市は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、本音源の使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付則

(施行期日)

この要領は、平成31年1月30日から実施する。